

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：教育費 項：教育総務費 目：教育指導費

事業名 人権教育対策活動費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

教育委員会 学校支援課 総合支援第一係 電話番号：058-272-1111 (内 3699)

E-mail：cl7782@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 1,848 千円 (前年度予算額：1,848 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	1,848	0	0	0	0	0	0	0	1,848
要求額	1,848	0	0	0	0	0	0	0	1,848
決定額									

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画や人権擁護推進審議会答申等と県内の状況を踏まえ、「岐阜県人権教育基本方針」に基づいて、人権教育を推進している。岐阜県人権教育協議会の運営や同和団体との連携、研修会の実施、指導資料の作成等により、人権教育の推進を図っている。

岐阜県人権教育基本方針に基づき、民主主義の理念に則り、基本的人権尊重の立場から同和問題とともに様々な人権問題の解決を目指し、県民的課題として人権教育の推進を図る。

(2) 事業内容

①人権教育協議会活動事務費

- ・協議会の開催と運営、機関誌の作成

②人権教育対策活動事務費

- ・人権教育の充実・推進、調査指導、表彰状の発行、人権教育推進のための指導事務

③学校人権教育教員研修会費

- ・全小学校、中学校及び義務教育学校の教員 1 名以上が参加する研修
- ・全小学校、中学校及び義務教育学校の校長、教頭、人権教育主任対象の研修

④人権教育研究調査事務費

- ・人権教育に関する研究及び指導資料の作成

(3) 県負担・補助率の考え方

県負担 10/10

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	249	協議会委員謝礼、研修会講師謝金等
旅費	639	協議会委員旅費、研修会講師旅費等
会議費	3	お茶代
消耗品費	383	事務用品や関係資料の購入等
印刷製本費	368	人権教育指導資料等の発行
役務費	191	電話・郵送料
使用料	5	協議会会場使用料
負担金	10	他団体主催の研修会への参加負担金
合計	1,848	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- ・第3次岐阜県教育ビジョン

基本方針 3 未来を切り拓くための基礎となる力をはぐくむ教育の推進

目標 1 4 人権教育の推進

事業評価調査書（県単独補助金除く）

<input type="checkbox"/> 新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
 岐阜県人権教育基本方針（H30.3.29）に基づき、民主主義の理念に則り、基本的人権尊重の立場から同和問題とともに様々な人権課題の解決を目指し、県民的課題として人権教育の推進を図っていきます。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値 <small>（前々年度末時点）</small>	目 標	達成率
人権教育協議会の開催	(H)	4回 (H29)	4回 (H30)	4回 (R1)	4回 (R3)	100%
機関誌「人権教育ぎふ」の刊行	(H)	2回 (H29)	2回 (H30)	2回 (R1)	2回 (R3)	100%

○指標を設定することができない場合の理由

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

① 人権教育協議会活動事務費
 協議会の開催〔本会議 5/26（中止）、11/17、小委員会 9/4（中止）、2/5、研究委員会 9/18（中止）、1/21〕、機関誌の作成

② 人権教育対策活動事務費
 人権教育の充実・推進、調査指導、表彰状の発行、

③ 学校人権教育教員研修会費
 全小学校、中学校、義務教育学校の教員1名以上が参加する研修
 全小学校、中学校、義務教育学校の教頭、人権教育主任対象の研修

④ 人権教育研究調査事務費
 人権教育に関する研究及び指導資料の作成

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
 人権教育協議会においては、岐阜県人権教育基本方針に則り、協議会の運営とともに機関誌や指導資料の作成を行い、県内の人権教育をリードすることができた。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い 	
(評価) ○	議会の動向として、平成14年12月に「人権宣言に関する議決」を行っていることや、岐阜県地方改善促進審議会の答申に述べられている人権教育の推進からも事業の必要性が高い。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価) ○	岐阜県人権教育協議会の運営や同和団体との連携、研修会の実施、指導資料の作成等により、人権教育の推進を図っており、学校や地域へ人権教育の重要性の周知が図られてきている。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある 	
(評価) ○	協議会の実施回数や機関誌の発行回数の見直し、購読機関誌部数の見直し等により、経費の節減が図られている。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 <p>協議会を適切な時期に実施できるよう、会の位置づけを見直す。また、具体的実践を県内に実践事例として広め、各市町村及び学校での人権教育の在り方についての一層の充実を図る。</p>
--

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか <p>岐阜県人権教育協議会の運営や同和団体との連携、研修会の実施、指導資料の作成等を通してより一層人権教育の推進を図り、同和問題、LGBT、女性、高齢者、障がい者等の個別の人権課題を踏まえながら、学校において意図的な人権教育の取組をさらに進める必要がある。</p>

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	/
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	